

保安林予定森林告示附属明細書

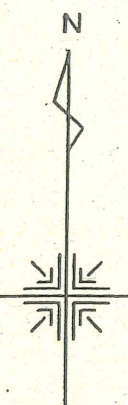
(令和7年7月22日付け兵庫県告示第673号附属)

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区安木字大須井1697の41、1701の1
- 2 指定の目的
魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。
ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。
字大須井1697の41、1701の1
所在の森林 100分の30
 - イ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

保安林指定調査地図

縮尺 1 : 3,000

森林の所在場所：兵庫県美方郡香美町香住区安木字大須井1697-41ほか1筆



凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	〈・〉—〈・〉—〈・〉
市 郡 界	-----
町 村 界	-----
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	-----

凡 例	
事 項	記 号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	-----
要指定地の区画線	----- (内側)
禁伐区域の区画線	-----
択伐区域の区画線	-----
伐採種に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
伐期齢に係る特例のみを定める区域	//////////
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
間伐を定める区域 (禁伐・択伐の部分のみに限る)	××××××××××
1箇所あたりの皆伐面積の 限度を定める区域	○○○○○○○○○○
保安林に指定後最初に択伐を行なう森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法、期間及び樹種を定める区域並びに他と異なる植栽本数及び樹種を定める区域の区画線、及びその区域	===== (内側)

